

別記様式2号（第4条関係）

年 月 日

湯浅町長様

住所

氏名

印

### 念書

緊急通報装置の設置決定を受けるにあたり、湯浅町緊急通報システム事業実施要綱に基づき、下記事項を守る事を誓約します。

#### 記

- 1 緊急通報装置一式を適切な管理の下に使用し、他の目的には使用しないこと。
- 2 機器を棄損したときは、直ちにその状況を報告し、湯浅町の指示に従うこと。
- 3 「緊急事態発生」と湯浅町や関係機関が判断した時に内鍵等により施錠され入室できない場合は、必要な箇所を破壊し、事態に対応していただくこと。また、その修復については、相手方の責任を問わないこと。
- 4 個人情報について、事業に必要な機関へ提供すること。
- 5 次のいずれかに該当するときは、速やかに町へ届出すること。
  - (1)事業を利用する必要がなくなったとき。
  - (2)申請内容に変更のあったとき。
  - (3)電話回線の種別変更等、利用状況を変更したとき。
- 6 NTT アナログ電話回線以外の電話回線を利用した場合に発生する可能性がある以下の不具合に起因するいかなる苦情または損害賠償について、湯浅町及び関係機関に対し一切申し立てしないこと。
  - (1)緊急ボタンや相談ボタンが起動しない場合
  - (2)保守通報（停電・バッテリー切れ・復電通報等）が実施されない場合
  - (3)インターネットの接続スピードが落ちる、電話の音声に雑音が入る等の電話回線による障害が生じるといった不具合により通常のサービスが提供されない場合
- 7 緊急通報装置一式を設置する際は、必要な箇所(壁や天井等)に穴があくこと、また設置時についたビス穴や壁紙等は湯浅町及び関係機関が修復しないことについて了解すること。
- 8 ペンダントや本体装置は湯浅町から貸し出されている物であり、紛失した場合や返却できない場合はその弁済費用を支払わなければならないこと。